

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A所在の労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託し、平成〇年〇月〇日に労災保険法第35条の規定に基づく第二種特別加入者（以下「特別加入者」という。）として労働局長から承認を受けている者である。請求人によると、溶接工の一人親方として溶接業務に従事していたところ、平成〇年〇月〇日、工事現場において、H鋼を持ち上げた際に肩と首に痛みを感じたという。請求人は同月〇日、Bクリニックに受診し、「頸椎捻挫、右肩関節捻挫」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人の本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 特別加入者に係る業務災害の認定は、厚生労働省労働基準局長が定める基準によって行うこととされており（労働者災害補償保険法施行規則第46条の26）、同基準（昭和40年11月1日基発第1454号）によれば、本件のような建設業の一人親方等については、決定書理由に説示する判断の要件（以下「判断要件」という。）イないしホに掲げる場合に限り業務遂行性を認めることとされているところ、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと判断する。

(2) 本件についてみると、特別加入に関する変更届（中小事業主及び一人親方等）には、「業務又は作業の具体的内容 溶接 AM8～PM5」と記載されていることが認められるところ、本件傷病発生時の作業は、請求人及び請求人の隣人であるC氏所有の土地との境界線上にある請求人の所有物（H鋼等）を、双方の経費により片付けたというものである。そうすると、同作業は、判断要件のいずれにも該当しないことから、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、請求人の本件傷病に業務遂行性は認められないものと判断する。

したがって、請求人に発症した本件傷病は業務上の事由によるものとは認められない。

なお、請求人の本件傷病について念のため検討するも、平成○年○月○日付けD医師作成意見書及び平成○年○月○日付けE医師作成意見書の内容を踏まえると、決定書理由に説示するとおり、本件傷病と業務との間に相当因果関係は認められないものと判断する。

(3) ところで、請求人は、本件公開審理において、労災認定に時間が掛かりすぎ

ている旨主張している。

この点、監督署長及び審査官は、本件請求における手続き面で、請求人に不安や疑念を抱かせないよう丁寧かつ迅速に手続きをすべきものと思料するが、請求人の上記主張は、原処分を取り消すべき事由になるものではないことを付言する。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。